



## 報道発表資料

山形労働局 発表

平成29年 8月10日(木)

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 櫻井 治 賃金指導官 滝川 純子
当	電話 023-624-8224 FAX 023-624-8345

報道関係者各位

### —山形地方最低賃金審議会答申—

## 山形県最低賃金を22円引上げ、時間額739円に

山形地方最低賃金審議会（会長：<sup>やまかみ あきら</sup>山上 朗）は、8月10日（木）現行の山形県最低賃金（717円）を22円引上げ（引上げ率3.07%）、時間額739円に改正するよう山形労働局長（局長：<sup>にわやまよしひろ</sup>庭山佳宏）に答申を行った。

今後、山形労働局は、答申内容の公示を行い、その後発効の手続きを経て、最短で10月6日から効力が発生する予定。

なお、引上げ額22円は、最低賃金が時間額設定となった平成14年（2002年）以降で、最大の引上げ額・引上げ率となる。

#### 【参考】山形県最低賃金改正状況（平成25年～）

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成25年度	665円	11円	1.68%
平成26年度	680円	15円	2.26%
平成27年度	696円	16円	2.35%
平成28年度	717円	21円	3.02%
平成29年度	739円	22円	3.07%